

室町・戦国期研究から見た中世国家論

早 島 大 祐

はじめに

およそ一一世紀から一六世紀にかけての長い時間にまたがる日本中世という時代は、他の時代と比べて、二つの意味で異質である。

一つは社会の内実で、現代とは異なる分権的性格を多分に有する点である。

古代と近世という二つの集権的な国家のあいだに位置するこの時代は、過渡期というには長すぎるタイムスパンを有することもあって、分権的性格が強いにもかかわらず、集権性を含意する国家という言葉を用いて、独自の評価が求められてきた。

もう一つは、このように現代との異質性が指摘されるにもかかわらず、中世が日本の文明史的、あるいは文化史的な起源であるという評価が複数、存在している点である。

早く内藤湖南氏は応仁の乱以前は知る必要がないと放言して、一五世紀後半から一六世紀にかけての時期に近代日本の起源を読み取った。また網野善彦氏が、一四世紀半ばに文明的転換を読み取ったことも周知である。さらに文

化・風俗面では、一五世紀後半に、日本文化の源流が読み取られている⁽¹⁾。いわゆる東山文化論である。末柄豊氏が指摘する通り、内藤説に先駆けて、文化史研究において応仁の乱画期説が指摘されていた事実には注意が必要だが、一四世紀と一五世紀のいずれも半ばの時期に、日本史の転換点的な画期が認められているのである。

日本の歴史なのだから、中世に限らず、各時代史研究において一つ程度は、近現代社会の源流を読み取る研究が存在してもおかしくないのは確かである。しかし、時代の長さもあって、二つ以上の大きな画期が認められている時代はおそらく中世だけである。その要因として、現代社会と異なるからこそ、そこからのように、現代社会につながる要素が生まれてきたのかという起源論の始点を設定しやすい事情もあるのだろうが、それにしても日本の起点が過ぎる中世史研究は、ほかの時代史研究と比較して、やはり、異質といわざるをえないのである。

本稿では、このように、研究対象としても、研究史上の位置づけにしても独特な中世社会について、公権力と社会の関わりを中心に議論していくが、このような問題設定は、公権力が多元的に存在することの時代の研究にすぐわなないように見える。

しかし、実は構造として分権的な政治社会にあって、集権化の動きは時代が下るほど、見いだすことが可能であり、その最終形態が近世社会の成立だった。このように考えると、近世国家論との接続に注目してこそ、新たな中世国家論を切り拓けるのではないか。そのために公権力と社会という正攻法はやはり避けては通れないのである。

従来の中世国家論は、率直にいえば、中世前期の研究者により進められ、その結果、一五世紀、一六世紀以降の展開は、せいぜい簡潔な見取り図が示されるばかりだったといつてよい。しかし、本稿は近世社会の成立を視野にいれた展開過程を重視する議論であるために、従来の国家論の不満もある程度、軽減されることが期待されるだろう。以上の認識をもとに、論を進めることにしたい。

I 中世をいかに論じるか

1 中世国家の展開

『中世に国家はあったか』（新田一郎、山川出版社、二〇〇四年）という名の書物が二一世紀になって出版されたことからわかるように、分権的・重層的なあり方を示す中世の権力と社会をいかに把握するかという問題は、依然として日本中世史研究における一つの大きなテーマである。なぜこの点が今も問われるのかといえば、近代的国家観からすれば中世国家の特異性が際立つためであり、この点は中世では貨幣を自鑄せず、大陸から銅銭を輸入することで貨幣としていたという非近代国家的な事実を挙げれば十分だろう。

では、このような「異質」の国家における公権力の役割はどのようなものだったのだろうか。

その検討にあたり、具体的には法と社会経済、あるいは裁判との関係を分析することが有効な手段の一つになるだろうが、この点においても難題が立ちふさがる。院政期や鎌倉前期まで、公権力は裁判を行うことに積極的ではなく、また裁判そのものも、院・摂関家や幕府で裁判が行われるなど、一元化されていなかったというのが、現在の中世研究の常識だからである。⁽³⁾

さらに法廷は非公開的性格を色濃く有しており、少し極端に言えば、縁故がなければ裁判を基本的にうけることができなかった。このような裁判制度を前に、裁許を求める人々は、有利な判決が得られる場所で裁判をうけることを望んだが、中世法廷は、プライヴェートで属縁的性格を多分に有しており、その必然的な帰結として、消極的かつ閉鎖的というのがその基本的性格として認められる。中世前期の朝廷において、徳政、善政の一つとして訴訟裁許の興

行が挙げられていたが、このことは、逆にいえば、訴訟を行うことが特別だったことを示している。

2 中世国家論の内向的性格

このような院・摂関家・幕府などによる訴訟制度のあり方からは、中世社会の分権的性格が浮かび上がるわけであり、裁判に対する公権力が見せる消極性、有り体にいえば面倒くささというのも、分権的ゆえといえるかもしれない。

しかし、国家が分権的であることは必ずしも無政府状態を意味しない。朝廷・幕府・寺社は、それぞれに法、さらには荘園などの所領を有しており、それぞれの領域で、支配者、公権力として秩序の維持に重要な役割を果たしていたからである。

権門勢家と呼ばれたこれらの集団がゆるやかに統合されていた国家のあり方は、黒田俊雄氏により六〇年代に権門体制と名付けられたが、桜井英治氏は中世国家の理論として権門体制論が一人勝ちであると述べた上で、「理論を生産する力量に欠ける時代——と正確にいえば、理論を心底から渴望していないのかもしれない時代——には、このようなかぎりなく透明に近い「理論」が時を得るのは見やすい道理である」と独特の口調で評価している。⁽⁶⁾

桜井氏と同じ中世後期を研究のテーマとする私にとって、南北朝期に区切りを置く権門体制論は、せいぜい中世前期の議論であり、どちらかといえば朝廷・幕府・寺社などを同時に議論の俎上に載せた権門体制的な視野の広さを重宝している。後に触れる上横手雅敬氏の批判的検討に代表されるように、中世前期の研究においてもそれを批判的に継承しているというのが実際の研究状況だろう。つまり意識はするが、束縛はされないわけであり、理論の利用のされ方としては、実はこれが理想的あり方といえるのかもしれない。

権門体制論の視野の広さを重宝しているといったが、そこには欠けている視点もある。その最たるものが海の視点、対外関係的な視点である。この点は黒田氏のもう一つの説である顕密体制論を一国史観的と批判し、中世成立期の国家と仏教の関係を、北宋や遼で展開していたエキゾチックな大陸仏教の影響を強く受けつつ展開したものとして描いた上川通夫説などが挙げられるだろう。⁽⁸⁾この点は「平安後期の仏教史は、撰関期の単純な延長・発展を辿らない。国内と東アジアの政治過程が、新たな傾向を生じさせた」という、一世紀から一二世紀にかけての中世仏教の展開を述べたこのフレーズに端的に示されている。

六〇年代に出された権門体制論に、七〇年代後半以降に研究が本格化した対外関係史研究の視点から批判をするのも酷だが、黒田氏の高弟であり、中世後期の国家的展開として幕府―守護体制論を主唱した川岡勉氏の説が対外関係的視点から批判された点も想起すると、中世国家論⁽⁹⁾というものは本質的に議論が内向きに作られているのかもしれない。これはなにも黒田門下に限定された話ではなく、権門体制論批判を意識して出された東国・西国の二つの東国国家論も、議論の視界という点では同じである。

さらに根源的にいえば、村井章介氏が「日本の国際意識を特徴づけるのは、⁽¹⁰⁾ 状勢をリアルに見る眼の未熟さ」と表現したように、中世の支配者層たちが、そもそもグローバルな視点をもっていたわけではなかったから、彼らが残した史料や日記をもとに国家観を抽出する以上、現代の研究者の視点が内向きになるのは必然といえる事柄である。

同時代人の認識も、そして八〇年代までの研究史の視野もこのような状態であったとすれば、現在の研究者が中世とは何かを説明するにあたり、しっかりと押さえておかなければならないのは対外関係的視点だろう。もちろん、全てが魔法の杖のようにこの視点から説明できるというわけではなく、対外関係の動向を踏まえ、国内の動静を読み解く、というあたり前の手法が、中世国家の展開を動態的に把握する捷徑だと考えるからである。

この点に関連して、権門体制論批判では、武家政権の位置づけの小ささが早くから指摘されてきたが、それは同時にこの理論の動態的把握の希薄さの指摘であり、また分権性の強い国家において、集権的要素が生まれてくる過程の分析が弱い点を示唆するものであった。これらの点を踏まえても、外からの影響という視点を堅持することが中世国家の展開をたどる上で不可欠の条件であることがよくわかるだろう。

3 日本史と「世界史」

桜井氏は新しい時期区分の動きとして、荘園制や封建制といった社会構成史的把握が後退した後に、アジア史との同期が注目されている点を挙げ、具体的には九一四世紀前半を中世、一四世紀後半から一七世紀初頭を近世前期とする桃木至朗氏編『海域アジア史研究入門』（岩波書店、二〇〇八年）をとりあげる。ただそこでの中世定義が驚くほど淡泊であると率直に感想を述べるとともに、一四世紀半ばに画期を置くこと自体に批判的である。

私も桜井氏同様にこの画期設定には違和感を覚えるが、ここでさらに海域アジア史という議論の枠組みの小ささを問題にしたい。ここであえて「小ささ」と記すのも、この時期の時代区分を考える上で、それを上回る「世界史」の形成論が出されているからである。

ここで念頭においているのは杉山正明氏の提唱する「ユーラシア世界史論」である。杉山氏の説明は、世界史の形成を、一二世紀のユーラシア世界史と一五世紀末を端緒とする地球世界史の時代の二段階にわけて説明しようとするものである。前者は一二世紀から一三世紀にかけて、モンゴルによるユーラシア・北アフリカの制覇を含むゆるやかな統合が生まれたことを指摘している⁽¹⁾。後者はヨーロッパ勢力がアジアに進出した大航海時代を指す。

この議論は世界史の形成という大局観をもとに、多様性の統合という視点で組み立てられた議論であり、当然なが

ら長所と短所を内包している。

短所は時代区分論が排除された点である。このことは、同論のおおらかさ故に生じる問題だが、その結果、時代的特質が曖昧になり、のつぺりとした歴史像しか生み出さないという重大な問題をはらんでいる。

一方で、既に收拾が絶望視されて久しい各国や地域の歴史学で設定された時代区分の調整から研究者が解放され、一国史を超えた議論が可能になる点に長所がある。これはこの説の包容力に起因する点だろう。

それ以上に実は画期の設定が魅力的である。前者は元寇とその国内的影響、後者は戦国時代の幕開けと一致することもあって、実はユーラシア世界史論で示される画期が日本中世史研究にとって親近感のあるものだからである。

4 貨幣史研究との親和性

この点は社会経済史から見ても適合的であり、桜井氏は、市場経済と貨幣経済の上で、具体的には一三世紀後半における代銭納の普及という現象と一五世紀末の悪銭増加という現象の背景に、東洋史研究における説明の妥当性を認めているのである。

この点に解説を加えよう。

前者について大田由起夫氏は、モンゴルが交鈔（紙幣）使用を目的に銅銭利用を禁止したために、南宋陥落後、銅銭が流出し、日本へもたらされた点を指摘し、後者についても中国からの銭供給の途絶という事態が指摘されている。¹²⁾

これらはいくまで理論的指摘が中心だが、貨幣流入と大陸との交通の関係については、最近、さらに考察が深まっている。

一例をあげると、榎本涉氏は一四世紀前半における日元交易のピークを明らかにした上で、海商の暴動を契機に一三三五年から四三年にかけて貿易が中断していたことを指摘している。その上で一三四三年の京都で「新銭」とよばれた私鑄銭を鑄造した銅細工が検非違使から検挙されたという、これまで知られてきた事件の背景に貿易の中断に伴う宋銭供給の途絶を想定している。¹⁴この説明が妥当ならば、貿易のあり方と銅銭流通は想定していた以上に敏感に反応していたことになるだろう。

これら二つの画期は、先にも触れたように従来の日本史研究の成果からみても適合的である。最初の一三世紀の画期については、元寇とそれに伴う得宗専制の確立という集権化の進展が指摘されてきた。権門体制論批判の文脈でも、南北朝期に画期を置く所論に対して、例えば上横手氏は、得宗専制に画期を置くべきと指摘している。

またもう一つの一六世紀画期説についても、古くは内藤氏による一五世紀後半画期説が提起されているのは、冒頭でも触れた通りである。「世界史」形成の動向からする波及的な影響と一国史研究で注目されてきた時代的な画期の一致。現在求められるのはこれらを統合して時代観を深める作業だろう。

この指摘も参照すれば、分権的で多様な日本中世史の展開を叙述する方法は、対外関係も踏まえた上で、統合に向けた動き―それは対外関係の影響を敏感に反映しつつも、紆余曲折を経た経路である―を軸に論じるのが有効な手段だろう。そしてそれは当然、中世における公権力の役割が変化する過程を追求する作業にもつながる。

権門体制論に代表される中世国家論は、権門、諸勢力の動向をまずは整理して理解する必要があるために中世成立期を対象にしており、また図式的で靜態的だったことは既に批判される通りである。それゆえに後の展開を説明する作業は後回しになりがちであった。だとすれば、現在、中世国家論に求められているのは展開論である。その際に論点となるのは、中世国家における集権的動向の解明で、具体的には武家の動向を明らかにする作業である。その作

業を進めるにあたり、上述した世界史の形成論は、伝統的な日本史研究の蓄積との親和性ともあいまって大きな示唆を与えてくれる。以下、この点から二章をかけて概観していきたい。

Ⅱ 統合の契機（1）―元寇から室町幕府の確立まで

1 元寇と日元交通

元寇への対応が得宗専制というかたちで鎌倉幕府が集権化する契機となったことは周知の通りだが、元寇後に活性化された日元交通の問題も重要である。

まず元寇の影響については、異国警固番役の設置などを通じて、得宗専制が進展し、武家政権による権力の集権化が進んだことが知られている。高橋典幸氏は元寇に伴う異国警固番役の設定を通じて、非御家人が動員され、軍役賦課基準として武家領と本所一円地という区分が成立し、その後、室町時代の寺社本所一円領・武家地に再編される端緒になった点を指摘している。⁽¹⁵⁾

元寇の影響に関連するもう一つの論点は法と権力の関係であり、新田一郎氏は元寇、及びその後に出された徳政令を機に地域社会から公権力に対する期待が高まったことを指摘している。⁽¹⁶⁾ 但し、詳細は本論中盤でも触れるが、公権力側がこの期待に応えるまでには紆余曲折があったことをここでは押さえておきたい。

次に元寇後の人と物の交流の活性化についてだが、この問題が明瞭になったのは、モンゴルの海洋国家化を明らかにした杉山氏の研究以降である。⁽¹⁷⁾ これをうけて村井氏は、この時期の日本僧の渡航が盛況を迎えたことを指摘し、特に僧侶の入元の盛況を指して「渡航フィーバー」と称している。⁽¹⁸⁾

人の行き来については、榎本氏により交通の断絶と再開などがさらに具体的に明らかにされ、日本とモンゴルを往來した僧侶の実態についても大きく解明が進んでいる。⁽¹⁹⁾ また宮紀子氏はモンゴルで盛んになった出版文化を解明し、その日本への流入を明らかにしたが、それは室町時代に確立する日本五山制度の人的・制度的土台ともなった。⁽²⁰⁾ ちなみに、やはり大陸かぶれだった足利義満の遅刻嫌いが、禅宗の影響であることを指摘したことがある。⁽²¹⁾ 建武式目では茶寄合で賭が行われていることが触れられているが、それも禅僧が大陸からもたらした闘茶であることはよく知られている。元寇を契機に進められた国内政治の集権化は鎌倉幕府の崩壊により、一旦、とどえるが、一方、元寇後も継続した大陸との交流は、政治、社会、宗教、文化、風俗へと大きな影響を与えていたのである。

2 貨幣の受容と市場経済

日元交通活性化の一環に先に触れた銅銭の流入があり、このことが市場経済を活性化させたというのは大筋では正しい理解である。しかし、実際の浸透過程は、経済発展といった右肩上がりの理解とは異なり、むしろネガティブな印象を受ける展開をたどっている。

貨幣経済の受容過程に関する大山喬平氏の古典的研究は、米作優勢地域とそうでない地域を比較した上で、「自然と社会の環境が稲作経営以外の生業を強制するような地域と階層が、錢貨をまず最初に吸引する」と結論づけている。⁽²²⁾ 大山氏はまた「農業生産力の低劣な地域を、貨幣流通の最初の犠牲に供した」とも表現しているが、列島社会への銅銭流入が、大陸で不要になったことが大きな契機であることは先に触れた通りであり、列島社会における貨幣経済の受容過程は、発展段階的な見通しとはうらはらに、不要と低劣という用語で説明できるのである。

商業と公権力の関係も同様に理解できる。一三世紀まで活躍していた借上と呼ばれた金融業者が身分的に寺社の下

位に位置し、賤視されていたことは中島圭一氏の説などをもとに触れた通りだが、公権力と商業・商人との関わりも、キーワードとなるのは例外と非主流という、やはり非発展段階論的な二つの言葉である。

そもそも、朝廷の商業課税への注目は、地方課税の不調を契機とする当初は例外的な出来事であり、朝廷で商業課税を推進したのは、皇統では非主流派だった大覚寺統の天皇だった。

龜山天皇は兄後深草天皇から奪い取るかたちで皇位を継承したために、寺社修造などを通じて自身の正当性を強調しなければならなかったが、その財源として大坂湾岸の入港税を創出した⁽²⁴⁾。持明院統の天皇家が鎌倉幕府から後援を受けていたのに対して、大覚寺統天皇は相対的に独立しており、そのために自身の正統性を主張する事業とそのため財源を新たに捻出しなければならなかった。その結果として歴代の大覚寺統天皇は、都市や商業に対する課税の創出に積極的になったのである。

かつて網野氏が非農業民[≠]商人たちと結託して権力基盤を固めようとした後醍醐天皇を「異形の王権」と評した実態は、実は大覚寺統固有の性格に起因するものであったことが明瞭になり、一四世紀前期の段階でも商業に依存するやり方は「異形」と見えるものであった。また後醍醐天皇が内裏再建事業の財源として紙幣発行を計画したことは、大覚寺統における権威と財源の問題を象徴している。⁽²⁵⁾

その後の室町幕府は、当初は足利家の所領や、守護役と呼ばれた守護への負担など主従的な財源を柱としていたが、義満の時代の日明貿易の巨大な利潤を経て、土倉酒屋役と守護役を柱とするものへと推移する。商業課税がここに幕府から国家的財源として位置づけられるのである。この状況をもって室町幕府の都市依存型財政と評したが、そのあり方はのちに徳政一揆が蜂起したことに象徴されるように、国家のかたちとして先鋭で、それゆえにもろさを併せ持っていたが、もはや「異形」という言葉で表現されるものでもなかった。かくして商業・都市課税が公権力の財

源の中核に位置づけられるのである。

3 大法の政権

蒙古襲来にもなう軍役負担などにより困窮化した御家人救済を目的に、永仁五年（一二九七）に徳政令が出されたことはよく知られる歴史事実である。この徳政令は御家人だけに限らず、広く社会に影響を与えたが、徳政令を基準に公権力と社会の関係を考えるのは適切ではない。永仁の徳政令が社会に熱狂的に受け入れられ、中世でもっとも有名な法であったことを述べた笠松宏至氏はこの状況を「異常な事態」と評価している。⁽²⁷⁾ 笠松氏がこのようにいうのも「通常の幕府法は、全国に散在する御家人一人一人に、公的に伝達されるようなシステムを全くもっていないかった」からであり、徳政をめぐる熱狂も借金帳消しという内容もあって、それを受け入れる在地社会側の強い動きがあったことだった。

新田氏は、笠松説をもとに、在地社会側から公権力の法への期待が高まったことを指摘するが、⁽²⁸⁾ 後の鎌倉幕府の崩壊と建武新政の瓦解と南北朝動乱の長期化もあって、公権力がその期待に応えるのも、かなり後のことになる。笠松氏は「公権力が」はつきりと「田舎の法」の存在を意識し、それとのかかわり合いを考えた上で「中央の法」が生まれる、という時代がようやくはじまったのである」と述べるが、はじまってからの道のりは長いものだった。この状況は室町幕府が成立してからもなかなか進まない。

応安元年（一三六八）に、幕府は荘園還付令を発令した。この法令は朝廷が幕府に委任するかたちで行われ、すなわち公家法と幕府法が合わさったものであるために大法と呼ばれたのだが（法＋法＝大法）、その呼称とはうらはらに実効性はきわめて低いものだった。内容としても荘園押領の主体が守護の関係者という矛盾した構造的問題もあっ

たが、法の社会への貫徹という意味で、幕府にはまだ十分な用意がなかったのである。⁽²⁹⁾

室町時代にはじめて起こった正長元年（一四二八）の徳政一揆蜂起の際も、幕府は禁制を出したものの徳政令を出していない。この時に出された徳政令は興福寺や在地社会の側によるものであった。このように法の発令主体が複数であったことは中世的なあり方を示しているが、ここからうかがえるのは、これらの法を包摂しきれない室町幕府の姿である。

変化が見られるのが、嘉吉元年（一四四一）の徳政令である。同年に一揆が蜂起した際に幕府はじめて徳政令を発令し、これは徳政の大法と呼ばれた。幕府による徳政令の発令の前に、公的に債務破棄が認められたという内容もあって、寺院や在地社会もそれをいかに受容するかというように対応を変化させており、ここから幕府法により、ほかの権門のさまざまな法が包摂されていたことがわかる。

ただしこの徳政令をもって、法と社会の関係が一気に変化したわけではない。その前提には、足利義持政権末期に宣言された雑務沙汰と呼ばれた金銭を中心とする民事訴訟への関与、続く足利義教政権における雑務沙汰を中心とする裁判制度の整備などがあり、また京都近郊地域を中心に荘園住人たちが守護たちに被官化して、幕府法廷へ連なる条件が大きく変化していたからである。つまりは、正長元年から嘉吉元年までの一〇年余りのあいだに制度と社会の関係が変化しており、その結果、幕府法が大法としての内実を有するようになったのである。⁽³⁰⁾

このようにして鎌倉後期以来、醸成されてきた公権力の法に対する期待は、室町時代に大法の権力ができあがったことによりひとまず、うけとめられたのである。

4 室町幕府論の現在

このように集権的な室町幕府の姿は、ややもすれば弱体な権力として描かれてきた像とは大きく異なるものである。しかしそれはおおよそ半世紀前の、封建制だけで中世を論じていた時代の理解であり、商業課税に基盤を置き非封建制的な展開を見せた室町幕府の理解としては適切ではない。現在の室町幕府は、公武を統一し、かの白河法皇も手を焼いた延暦寺も屈服させ、さらに巨大な塔を建てた権力であることが明らかにされている。その概略を以下に簡単に示しておこう。⁽³¹⁾

室町幕府が京都に拠点を置いたことで、鎌倉と京に別れていた政治拠点は一元化され、京都は首都として再生する。都鄙の関係もそれにより再編され、とりわけ、守護が在京したことの影響が大きかった。一般に室町期の守護は、大犯三箇条に示される警察権と幕府の命令伝達など影響力を強めたことが知られるが、守護の在京は二つの点で影響を与えた。

一つは京都周辺に対してである。京都近郊の荘園住人が守護をはじめとする武家に被官化しており、その法制史的な意義については既に述べた通りである。

もう一つは首都圏の形成である。その範囲は、鎌倉府の管轄である関東以北や鎮西探題の置かれた九州は除外し、おおよそ畿内近国に重なるが、在京した守護の分国と、室町時代に最も特権的な立場を獲得した山崎神人の商圈の範囲を都鄙の交通が活発な首都圏と定義している。

後者に関連して、権力者の天下意識も物理的には、首都圏とおおよそ重なっている。一四世紀後半に、天下太平を祈念するために寺社参詣を行った足利義満が訪れたのは、東は駿河国（富士山）、西は安芸国（厳島神社）、北は越前国（越前氣比宮）、南は紀伊国（熊野社）であり、これが幕府の長が目にした天下の最大範囲だった。室町の天下と

は、せいぜい守護が在京し、京都近郊の商人らが独占的な商圈を維持していた畿内近国の首都圏のことだったと考えられる。

このように見ると、面的な意味で幕府の支配地域に不足を感じるかもしれない。しかし、それは端的に天下観念の相違である。中央の権力者からすれば、周辺の支配地までわざわざ出向く必要はなく、理念上の統治で十分だったからである。

そのかわりに彼らが意を砕いたのが、広さではなく高さである。白河法皇が法勝寺に八一メートルの八角九重塔をたて、足利義満がそれを上回る一〇〇メートルの相国寺大塔を建てたのもそのためである。天下の用語が主に天下祈祷とセツトになって頻出するのも重要であり、王法仏法相依の思想のもと、京都周辺の寺社に天下の安全を祈祷させるのである。面的な支配の小ささは、必ずしも物理的な権力の弱さに起因するものではなかった。

さておき、ここに至り室町幕府は大法の権力となり、法と社会は連動性を強めることになる。鎌倉後期以来の公権力に対する期待はここにひとまずの結論を得ることになる。このように見ると、世界史形成の動向の余波をひとまず収拾した権力として、室町幕府の確立は評価できるだろう。

Ⅲ 統合の契機（２）——応仁の乱から織豊政権の成立まで

1 撰銭令

応仁の乱を契機に室町幕府が支配力を減衰させたことは、大法の権力が崩壊したことを意味し、その結果、再び独自の法が分立する世界が出来る。しかし、ただ単純に先祖返りしたわけではなく、徳政の脅威などを背景に、契約

が文書化された点に一六世紀の特質がある。

在地の融通の面では、従来は無券文・口頭で、信頼に基づくものが契約の基調であったが、徳政対策で一五世紀以降契約が文書化されることになった。また商人の故実として、座法が成文化された点も同根の現象だといえるかもしれない。もちろん近世の文書化された社会とは、質と量ともに大きな隔たりがあるが、民衆レベルで文書化の第一歩がはじまるのである。

そして、いまだつたないかたちながらも自分の権益を文書のかたちで手にしたことは、主張がかたちになったことを意味し、民衆の政治的なポテンシャルを高めたと考えられる。一五世紀中葉以降、荘園住人たちまで武家被官化が進み、足軽となり、政治抗争や戦争に巻き込まれたこともあいまって、民衆の政治への関わりが深まるのである。

では、このように政治的なポテンシャルを高めつつあった人々を生み出した後に、再び分立した社会はどのように統合へ向かうのか。ここでは多くの人々が関わる撰銭令の発令からこの問題に接近しよう。撰銭令は使用する銭種を規定し、利用を強制、あるいは悪銭を指定し、使用を禁止したものである。

公権力側が貨幣流通を、事実上、放任していたことは先にも触れた通りである。撰銭令についても、その文脈にもとづき発令した公権力を消極的と見る評価が主流であったが、それに対して、池享氏は撰銭をめぐる紛争が当事者間で解決できず、公権力への期待が生まれたことを指摘している⁽³³⁾。池氏は後北条氏などの戦国大名が貫高制を維持していた点をあげ、その範囲は支配領域内部に止まるとするものの、その限りで有効な貨幣統制を実現していたと公権力の対応を高く評価するのである。

池氏の示唆した分析視角は戦国大名研究においていまだ深められていないが、藤井讓治氏は織田政権の撰銭令に近世化の画期を見いだしている。織田信長の永禄一二年（一五六九）の撰銭令が、従来が一〇〇文以上の取引を念頭に

置いていたのに対して、一文単位の低額取引を想定していた点、及び違反者の処置を町に厳命し、近世的な法令遵守の手法が採用されていたことを指摘している。⁽³⁴⁾

その背景として、室町幕府が、撰銭令の対象として段銭や年貢などの収納を念頭においたのに対して、織田政権の撰銭令では、彼に従い上洛してきた武士・雑兵が使用する悪銭の使用を強制する必要のあったことが指摘されている。中世の発給文書は基本的に下からの動向をうけて手続きが進められることは、大法の権力の確立過程でも触れた通りだが、このように上意下達的で、法令遵守手法が近世的な法令が出されたことは確かに大きな変化である。

2 升の統一

しかし、そのまま事が進まなかつたことも周知の事実である。織田政権の撰銭令は市場や社会の反発をうけて、逆に米が通貨として活用されたからである。その最大の原因としては、やはり撰銭問題が、地域差を伴いつつも、列島規模で展開していたことが挙げられる。違反者の処罰を地域住民に厳命した織田政権の撰銭令も、法令の伝達方法は、京都上京・下京、八幡、天王寺境内と個々の地域に限定されており、政権の意図を貫徹するには、天下を統一し、全国令、国家法が出せる状況が生まれるのを待つしかない。

しかしこれでは天下が統一されてはじめて近世の法が生まれたという静態的議論に止まり、近世化の議論としては実のあるものにならないだろう。実際、近世化は天下を統一する軍事過程で同時並行的に行われていたからである。撰銭令の規定が通用しない状況に直面した織田政権も、それに固執することなく、使いやすい貨幣にシフトする。それが銭ではなく米の利用なのだが、その際に、升の統一をはかり、京升・十合升を基準に採用した点が重要である。⁽³⁵⁾

京升の使用は元龜二年（一五七一）九月の公武用途段米賦課が最初であり、その後、天正三年（一五七五）に公家

や寺社に、足利義昭及び与同者から没収された所領が給与されるが、その知行高も京升で量られたと推測できる。また織田政権の部将が征服した土地でも指出が行われたが、その基準も京升によるものだった。

注目すべきはその升が「法度の器物」と呼ばれていた点である。そもそもなぜ中世において升の大きさが異なっていたかといえば、領主が升を指定したからである。そのために領主が異なれば、隣接する荘園であっても、升の大きさは異なるし、複数の領主支配からなる相給荘園などの場合、同じ荘園でも升が異なることはざらで、様々な升の使用は中世の分権的な支配体制の象徴だった。

このように考えると、升の統一は集権化を象徴するといえる出来事なのだが、升の統一にみられる織田政権下の法度の貫徹が、部将の領地に限定されたものであることは、池氏が指摘する、戦国大名の貨幣統制と同様に限界を示すものに見える。しかし、軍市政権として戦国大名と織田政権は相違があり、この点が法度の貫徹の度合いの相違にも現れた。

織田政権の軍事的特徴は、軍事物資の大量調達と人材の動員であり、それを可能にしたのが、主要街道の幅員を約六メートルにするなどを命じた道路整備だった。このように、軍事の進展が、信長の支配下の領地を拡大させ、それはすなわち升の統一にはじまる法度による支配領域の拡大だった。信長が天下布武を宣言し、自身の朱印にもこの文言を用いたことはよく知られているが、道路政策はその理念を地で行く作業だったわけである。

そして、その軍事進展の帰結が、戦争の勝利と支配地の拡大だったわけだが、もう一つの軍事的な産物も生み出していた。それが城郭の建設であり、具体的には安土城や坂本城といった天守を備えた、軍事的な高層建築の登場である。

かつて天下とは高さであり、都にあって、その安全を祈禱するものであった。しかしその観念を物質的に支えてい

た法勝寺や相国寺の大塔も一五世紀末までに失われ、朝廷や幕府もこれにかわる施設を作る実力もなく、祈祷するだけで治められる状況も失われて久しかった。

その後、一六世紀に入ると、戦乱の激化に加え、銭不足を背景とする撰銭問題が本格的に列島社会を覆い、社会を面的に列島規模で統制することが求められていた。ここに至り、天下は広さへと転化し、拡幅された道路を軍隊が通り、法度による支配がはじまったわけだが、城郭という高層建築が登場したことで、天下は再び、高さへと回帰することになる。

しかし、再び天下⇨高さとなっても、そのまま一五世紀以前の状態に戻ったわけではない。高層建築が寺院の塔といういわば宗教施設から、城という軍事施設へと変わった事も、一六世紀末における天下理念の変質を説明するにあたり重要だろう。このことが象徴するように、天下はもはや祈祷するだけで治められる観念的なものではなく、統制して支配しなければならぬ現実的なものへと変化していたからである。

そして天下に対するまなざしも変わる。

一五世紀までの天下は、せいぜい巨大な寺塔を仰ぎ見て感じるものだった。しかし、天守をそなえた城郭からは天下の高さを実感できると同時に、それを見下ろすことができる。ここに至り、天下と人が一体であると感じられる物理的条件が整い、天守から天下を睥睨する「天下人」による、法度の支配がはじまるのである。

おわりに―大法と法度

本稿では統合の契機として、室町幕府の成立と織豊政権の成立の二つを取り上げてきたが、両者の統合のあり方の

相違を徳政令をめぐる動向の比較からも浮き彫りにしておきたい。

土一揆の要請を受けて出された室町幕府の徳政令が、大法と認識されたが、幕府法の大法化は法を出す各主体を否定せず、温存しつつ統合するやり方だった。その結果、荘園制という枠組みをはじめとして、所領知行をめぐる訴訟の当事者主義や、知行をめぐる自力救済の慣行は残されており、その意味で統合はあくまで中世社会の枠組みの中で行われたものだったのである。

一方、織豊政権は、大法の権力縮小後、あらたに登場した法が並立する社会を制圧し、法度の支配下に置いた。そのなかで独自の徳政令を発令したり、あるいは独自の徳政抑止策を構築していた地域秩序も否定された。ただし在地の徳政慣行が徳政抑止策だったことが示すように、この時期徳政は秩序を損なうものとして忌避すらされていた。既に徳政は出すことではなく、抑止することが求められており、法的にも実質的にも徳政を求める基盤は失われていた。織豊政権も当初は徳政令を発令することもあったが、中世の法のあり方を解体して更地にした社会に対して、徳政に伴う混乱を終熄させることは、撰銭問題の終熄という課題と比較すれば、たやすい作業だったに相違ない。大航海時代が本格的に到来するのに先じて、織豊政権以降、法度により統制された近世社会が生まれるのである。

註 (1)

内藤湖南「応仁の乱に就て」『内藤湖南全集』9、筑摩書房、一九六九年、初出は一九二二年。網野善彦「日本中世の民衆像」『網野善彦著作集』8、岩波書店、二〇〇九年、初出は一九八〇年。東山文化論については、末柄豊「室町文化とその担い手たち」榎原雅治編『一揆の時代』吉川弘文館、二〇〇三年の研究史整理を参照。

(2) 末柄前掲論文

(3) 笠松宏至「中世在地裁判権の一考察」『日本中世法史論』東京大学出版会、一九七九年、初出は一九六七年。川端新「平安後期公家訴訟制度の研究」『荘園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年

- (4) 市沢哲「中世公家徳政の成立と展開」『日本中世公家政治史の研究』校倉書房、二〇一一年、初出は一九八五年
- (5) 黒田俊雄「中世の国家と天皇」『黒田俊雄著作集』一、法蔵館、一九九四年、初出は一九六三年
- (6) 桜井英治「中世史への招待」『岩波講座 日本歴史』6、二〇一三年
- (7) 上横手雅敬「鎌倉・室町幕府と朝廷」『日本中世国家史論考』塙書房、一九九四年、初出は一九八七年
- (8) 上川通夫「中世仏教と「日本国」」『日本中世仏教形成史論』校倉書房、二〇〇七年、初出は二〇〇一年
- (9) 川岡勉「室町幕府と守護権力」吉川弘文館、二〇〇二年、須田牧子「書評 川岡勉『室町幕府と守護権力』」『史学雑誌』一一四—一、二〇〇五年
- (10) 村井章介「アジアへの視線」『アジアのなかの中世日本』校倉書房、一九八八年
- (11) 杉山正明「はしがき」『岩波講座 世界歴史』11、一九九七年
- (12) 大田由起夫「一二—一五世紀初頭東アジアにおける銅銭の流布」『社会経済史学』六一—二、一九九四年
- (13) 黒田明伸「中華帝国の構造と世界経済」名古屋大学出版会、一九九四年
- (14) 榎本涉「宋元交替と日本」『岩波講座日本歴史』7、二〇一四年
- (15) 高橋典幸「鎌倉幕府軍制と御家人制」吉川弘文館、二〇〇八年
- (16) 新田一郎「日本中世の社会と法」東京大学出版会、一九九五年
- (17) 杉山正明「クビライの挑戦」朝日新聞社、一九九五年
- (18) 村井章介「日元交通と禅律文化」『日本中世の異文化接触』東京大学出版会、二〇一三年、初出は二〇〇三年
- (19) 榎本涉「南宋・元代日中渡航僧伝記集成」勉誠出版、二〇一三年
- (20) 宮紀子「モンゴル時代の出版文化」名古屋大学出版会、二〇〇六年
- (21) 早島大祐「室町幕府論」講談社、二〇一〇年、『足利義満と京都』吉川弘文館、二〇一六年
- (22) 大山喬平「中世村落における灌漑と銭貨の流通」『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年、初出は一九六二年
- (23) 早島大祐「中世の金融」『岩波講座 日本経済の歴史』1、二〇〇七年
- (24) 藤田明良「鎌倉後期の大坂湾岸」『ヒストリア』一六二、一九九八年
- (25) 桜井英治「中世の貨幣・信用」『新体系日本史12 流通経済史』山川出版社、二〇〇二年

- (26) 早島大祐「中世後期社会の展開と首都」『首都の経済と室町幕府』吉川弘文館、二〇〇六年、初出は二〇〇三年
- (27) 笠松宏至『徳政令』岩波新書、一九八三年
- (28) 新田前掲書
- (29) 早島大祐「一揆と徳政」『岩波講座日本歴史』8、二〇一四年
- (30) 早島大祐『徳政令』講談社現代新書、二〇一八年
- (31) 早島前掲註(21)書
- (32) 早島大祐『足軽の誕生』朝日新聞出版、二〇一二年
- (33) 池享「前近代日本の貨幣と国家」『錢貨』青木書店、二〇〇一年
- (34) 藤井讓治「織田信長の撰銭令とその歴史的位位置」『日本史研究』六一四、二〇一三年
- (35) 早島大祐「織田信長の畿内支配」『日本史研究』五五五号、二〇〇九年、本多博之「織田政権期京都の貨幣流通」『広島大学大学院文学研究科論集』七二、二〇一二年